

うるま市水道事業及び下水道事業審議会議傍聴要領

1. 傍聴の手続き

- (1) 会議の傍聴希望者は、受付で住所及び氏名を記入し、事務局職員の指示に従って傍聴席について下さい。
- (2) 傍聴の受付は、受付開始時間から先着順とし、定員になり次第、受付を終了します。ただし、受付開始時間において、既に傍聴定員を上回る傍聴希望者がいた場合は、抽選等により決定します。

2. 会議の遵守事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、次に掲げる事項を守って下さい。

- (1) 静粛に傍聴し、議事に批評を加え又は賛否を表明しないこと。
- (2) 写真撮影、録音、録画等を行わないこと。
- (3) その他会議の妨害となるような行為をしないこと。

3. 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、事務局職員の指示に従ってください。
- (2) 会議の遵守事項に違反していると認められる場合において、会長が注意したにもかかわらず、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

4. 施行年月日

この要領は、令和3年3月25日から施行する。